

日本語における使役と受身の連続性

陳 琦

キーワード：使役、受身、フォース・ダイナミクス、再帰性、許容

1. はじめに

日本語において、使役動詞が用いられるにもかかわらず、受身的な意味を帯びる文が多数存在する。早津（1992）で行われた調査によると、一定の文脈の中で、動詞の使役形による表現と受身形による表現が、意味的にそれほど大きな違いを示さないことがある。Yap & Iwasaki（2003）や福澤（2011）では、類型論の視点から、このような使役と受身の近接現象に再帰性（reflexivity）の関与が大きいと述べている。

しかし、後述するように、使役と受身の近接現象が生じる文には、再帰性の存在が認めにくいものが多数あるため、そのような文については、再帰性の解釈では説明しにくく、新たな解釈の必要性が出てくる。

本稿では、例を挙げながら、各例の事象の性質や事象参加者の相互関係を分析し、使役と受身が意味的に接近する現象が生じる原理について、認知言語学の force dynamics（FD）理論を用いて統一的な説明を試みる。

2. 問題の所在

日本語の使役と受身の近接現象を最初に取り上げたのは、早津（1992）である。氏の調査では、小説からいくつかのテキストを抽出し、それを動詞の使役形と受身形が用いられる両パターンの文に書き換えたものを協力者に見せ、どちらが自然だと感じられるか判断してもらった。

「あら。それを私今まで黙ってたの、分かる？女にこんなことを [言わせる・言われる] ようになったらおしまいじゃないの。」 (p. 173)

例えば上記の文の場合、原文では「言わせる」が用いられるにもかかわらず、「言われる」が自然だと感じる人は、協力者の 5 割強だった。このことから、文脈によって、「使役動詞による表現と受身動詞による表現とがそれほど大きな違いを感じさせないことがある」¹ (p. 174) ということがわかる。氏はさらに、使役と受身の近接現象が生じる文を、次のように

¹ 早津がいう「使役動詞」「受身動詞」は、本稿では「動詞の使役形」「動詞の受身形」と呼ぶ。

構文的な観点から大きく 5 つの類に、そしてそれぞれいくつかの下位類に分けている。²そのうち、(E) については、互いに主語が異なる対応であり、その接近の成立に言語外情報の関与が多いため、本稿の対象から除く。

(A) 第三者が主語の場合：

(ア) (刑事は) みすみす犯人を逃がす手伝いを [させる・される] ようなことが今まで多かった。

(イ) (おのれは) おのれの血ひいたただ一人の子 [を死なせて・に死なれて] …

(B) 持ち主が主語の場合：

(ア) (下衆女は) 禿頭の老人に髪のを [つかませながら・つかまれながら]、…

(イ) (女は) 子供 [を腰にすがりつかせ・に腰にすがりつかれ]、…

(C) 働きかけの相手が主語の場合：

(ア) (男は) 女にこんなことを [言わせる・言われる] ようになったらおしまいじゃないの。

(イ) (あなたは) そうしてお母さんに [同情させて・同情されて]、甘ったれるつもりなんだな。

(D) 働きかけの直接対象が主語の場合：

(ア) 彼に [手伝わせて・手伝われて] 伸子は外套をぬいだ。

(イ) ワーププロもビデオもファクスも、いずれも便利な道具として人 [を喜ばせた・に喜ばれた] が、…

(ウ) (彼らが) 「嫌な奴」と人々に [思わせる・思われる] ことが彼らの…を和らげるのである。

(E) 使役と受身とで主語が異なる場合：

その闇の世界はあまりに深く、あそこにはこのまま「夜明け」などというものは永遠にめぐってこないのではないかと [(その様子が我々に) 思わせる・(その様子のせいで我々に) 思われる] ほどだった。

氏は、意味的接近が起こる文では、使役文・受身文の主語が当該事態において「人に何かをやらせる主体」とも「受け手」とも見なされる存在であることについて言及している (p. 188) が、この両面性は具体的にどのように成立するのかに関しては、統一的な説明を与えていない。

また、福澤 (2001) では、日本語の古い軍記物語で、「畠山馬の額をのぶかに射させて」などのような、敵に討たれた状況を「自分が意図的に討たせてやった」というように表現す

² (A) ~ (C) については、動詞が他動詞か自動詞かで下位類に分けられている。(D) は、原則的に動詞が他動詞であるため、動詞の自他では分類できず、働きの直接対象が人か、感情の向かう対象か、判断の対象かで分類されている。

る現象を示し、上記の現代語の例と同じ類のものと扱っている。これらの文から「当該イベントに参与する人の意識 (beliefs)」(p. 79)、いわばその人が「当該行為にたいする責任意識の有無、黙認、放任、許可のいずれの態度・姿勢で臨んだのか、という語用論的参与の仕方」(同上)が反映されると述べている。さらに、スペイン語やドイツ語における使役動詞が再帰代名詞と共に受身的意味になる表現を取り上げ、使役と受身の近接が再帰性と深く関連することが通言語的に観察される例証としているが、上記の日本語の現象との関係については詳しく言及していない。

また、Haspelmath (1990) や Yap & Iwasaki (2003) などでは、通言語的な視点から再帰名詞・代名詞や再帰的使役 (reflexive-causative) と受身の密接な関係を明らかにしている。Haspelmath (1990) では、再帰的使役を次のように定義している。

Reflexive-causative: the agent causes an action to be performed on her-/himself. (p. 34)

ただし、Haspelmath (1990:48) で言及しているように、再帰性を表す要素が形態論的に現れないこともある (“But sometimes a passive from a causative shows no signs of reflexive or intransitive morphology being involved.”)。本稿で取り扱うほとんどの例では、再帰性は認められるが、その再帰性を示す形態論的な要素が見当たらない。例えば、早津 (1992) が取り上げた表現のうち、(B) 類で主語が持ち主の文や、(C) 類で主語が働きかけの相手の文や、(D) 類で主語が働きかけの直接対象の文では、それぞれの再帰性は形態論的に明示されず、意味論的に、または語用論的に推定しなければならない。

一方、早津 (1992) が挙げた (A) 類の例では、再帰性の存在すら認めにくい。

- (1) a. (刑事は、逃走中の犯人に昔の恋人に会いにくるのをさせておくことについて) みすみす犯人を逃がす手伝いを [させる・される] ようなことが今まで多かった。
- b. (おのれは) おのれの血ひいたただ一人の子 [を死なせて・に死なれて] …

動詞の受身形を用いた文はいわゆる「迷惑の受身」であるが、(1a)の「犯人を逃がす手伝いをする」にせよ、(1b)の「子が死ぬ」にせよ、いずれも主語の人物 (Haspelmath がいう agent にあたる) に対して行われる動作ではない。動作の対象と認められないため、上述の再帰性の定義に従う限り、(1ab)の状況では再帰性の存在が認めにくい。

町田 (2005:53) によると、迷惑受身文における被害の解釈は、「ガ格参与者ではなく概念化者によって付与され」(p. 53)、つまり主語の人物が受ける影響は、実際の働きかけによるものではなく、語り手の意識にのみ存在する。言い換えると、これらの文から読み取れる「影響」は、働きかけの対象の立場で与えられるのではなく、よそのものの立場で波及されたり巻き込まれたりするだけで、心理的なものにすぎない。

そうすると、本稿で取り上げる使役と受身の近接現象が生じる文には、「再帰的使役」を介して成立すると解釈できる類と、そのように解釈しにくい類が見られる。これらの文の共通点を探り、その成立の原理に統一的な説明を与える必要性が出てくる。

3. 使役と受身の近接原理の一般化

3.1 近接現象が成立するパターン

前節の議論に従うと、上述の使役と受身の近接が生じる表現は、再帰性が認められる例とそうでない例の二つの類に分けられる。早津（1992）で扱われる4種類の文のうち、前者にあたるのは（B）（C）（D）類の文で、後者にあたるのは（A）類の文である。一方、福澤（2001）で言及される軍記物語の例は、前者にあたると思われる。

したがって、次節では次のような流れで分析していきたい。

- ① 再帰性が観察される近接：
持ち主・働きかけの相手・働きかけの直接対象が主語になる文
- ② 再帰性が観察されない近接：
第三者が主語になる文

3.2 使役と受身の近接の force-dynamic (FD) 的分析

事象参加者の関係を認知の視点から定式化する理論フレームワークに、Talmy（1988, 2000）、Croft（2012）、Wolff（2007, 2017）などによる force dynamics (FD) 理論が目される。FD 理論の目的は、誘発 (causing)、許容 (letting)、妨害 (hindering)、援助 (helping)、意図 (intending) など、参加者（典型的には二つ）の間にフォースの相互作用が存在する状況において、その相互作用の実態を明確化することにある。

例えば Wolff（2007, 2017）の枠組みでは、二つの参加者がそれぞれ *affector*（与影子）と *patient*（受影子）と呼ばれ、受影子のもつフォースの傾向（force tendency）が与影子の影響のもとで改変されるかどうかにより、事象の FD パターンが決定されるとされる。例えば、“high winds cause the man to move toward the bench”（強い風が男をベンチへ動かす）という文が示す状況は、受影子「男」は、「ベンチへ移動する」という状態への傾向をもたないものの、より強い与影子「強い風」にその傾向に反して働きかけを加えられ、結果的に「ベンチへ移動する」という状態に向かっていくようになる、というように解釈される。ここで、「男」が「ベンチへ移動する」という状態への傾向をもつかどうかという側面は *patient tendency for end state*（結果状態への受影子の傾向）、「強い風」が「男」のその傾向に即して働きかけを加えるかどうかという側面は *affector-patient concordance*（与影子と受影子の一致）、「男」が結果的に「ベンチへ移動する」という状態に向かっていくかどうかという側面は *end state targeted*（結果状態への到達見込み）とそれぞれ呼ばれている。上述の例の場合、三つの側面の判断はそれぞれ No/No/Yes（以下、Yes/No を Y/N と略す）

となり、文が表す FD パターンは CAUSE と認められる。Wolff の枠組みにおける最も典型的な FD パターンは、以下の表で示すことができる。

【表 1】 Wolff の枠組みにおける典型的な FD パターン (Wolff 2017:150)

	Patient tendency for end state	Affector-patient concordance	End state targeted
CAUSE	No	No	Yes
HELP (also ALLOW and ENABLE) ³	Yes	Yes	Yes
PREVENT	Yes	No	No
DESPITE/HINDER	Yes	No	Yes

本稿では、Wolff の枠組みをもとにして分析を行う。分析の手法について、使役文や受身文がそれぞれ独立した文として、当該文脈においてどのような FD パターンを示す可能性があるかについて判断する。なお、分析の便宜上、否定形の例を除外した。

3.2.1 再帰性が観察される近接

3.2.1.1 持ち主が主語になる文

早津 (1992) で取り上げる使役と受身の近接現象が生じる文のうち、再帰性が観察されるのは、持ち主、動作の働きかけの相手、動作の働きかけの直接対象のいずれかが主語になる文である。ここでまず、持ち主が主語になる文について、もとの文脈を伴う形で、次のように二ペアを示す。

(2) a. かづは山崎の返事もきかずに、うしろ向きになって、按摩に腕を揉ませながら、更にこう言った。

b. かづは…按摩に腕を揉まれながら、…

(p. 198)

(3) a. …下衆女が一人、…禿頭の老人に、髪のをつかまれながら、…悲鳴を上げる。

b. …下衆女が…老人に、髪のをつかませながら、…

(p. 199)

(2)では、原文では(2a)のように動詞の使役形が使用されるが、(2b)のように受身形に置き換えても不自然ではないとされる。一方、(3)では、原文では(3a)のように動詞の受身形が使

³ FD 理論は、表現ではなく、表現が示す状況（さらに、その状況でのフォースの配置）を対象としている。このように、help や allow や enable などの表現は、異なる意味を表すが、FD 的には同じ状況を示すとされる。下の despite と hinder もそうであるが、A acts despite B's action と B hinders A's action のように、異なる構文に用いられるにもかかわらず、同じ FD 状況を示すとされる。

用されるが、(3b)のように使役形に置き換えても不自然ではないとされる。ここで、動詞の使役形を用いた(2a)と(3b)の FD パターンは、次のようにまとめることができる。

【表 2】(2)(3)で使役形を用いた文の FD パターン

(2a)	「按摩」の結果状態への傾向	「かづ」と「按摩」の一致	結果状態への到達見込み
ALLOW	Yes	Yes	Yes
(3b)	「老人」の結果状態への傾向	「下衆女」と「老人」の一致	結果状態への到達見込み
ALLOW	Yes	Yes	Yes

(2a)では、「按摩」に「腕を揉む」という行為が達成されているため、「結果状態への到達見込み」は Y と判断される。また、「客の腕を揉む」は「按摩」の仕事なので、「按摩」に「揉む」という傾向が認められ、「按摩の結果状態への傾向」は Y と判断される。さらに、客の「かづ」が「揉む」というサービスを受けるために来ているため、それを望ましいとし、許可を出している、という意味が読み取れるため、「かづと按摩の一致」も Y と判断される。このように、(2a)の FD パターンは、三つの側面の判断がそれぞれ Y/Y/Y になり、ALLOW と認められる。

それに対し、(3b)では、後文脈「悲鳴を上げる」からすると、「下衆女」が「老人」のもつ「髪の毛をつかむ」という傾向を好ましくないとし、抵抗感をもつはずであるが、動詞の使役形を用いることにより、「下衆女」がその傾向を許さざるを得ない、という解釈が成り立つと考えられる。ここで「下衆女」と「老人」の間の一致性が見られる。このように、(3b)の FD パターンについては、三つの側面の判断はそれぞれ Y/Y/Y になり、ALLOW と認められる。

また、動詞の受身形を用いた(2b)と(3a)の FD パターンは、次のようにまとめることができる。

【表 3】(2)(3)で受身形を用いた文の FD パターン

(2b)	「按摩」の結果状態への傾向	「かづ」と「按摩」の一致	結果状態への到達見込み
ALLOW	Yes	Yes	Yes
(3a)	「老人」の結果状態への傾向	「下衆女」と「老人」の一致	結果状態への到達見込み
ALLOW	Yes	Yes	Yes
HINDER	Yes	No	Yes

(2b)では、動詞に受身形が用いられることで、「かづ」が「按摩」よりやや弱い立場に立つというニュアンスが読み取れるにもかかわらず、当該文脈から、「かづ」は「按摩」から受ける行為を特に望ましくないとせざるに放任している、という解釈が成り立つと思われる。このように、(2b)の FD パターンについても、(2a)と同じように ALLOW (Y/Y/Y) と判断される。

一方、(3a)では、「下衆女」が「老人」の傾向に対し抵抗感をもつことは変わりがないが、動詞に受身形が用いられることから、「下衆女」が「老人」からの働きかけを一方向的に受けるというニュアンスが読み取れるが、それは実際には「抵抗しなかった」（抵抗を意識的に放棄する）という状況なのか、「抵抗できなかった」（抵抗は放棄していないが、抵抗しようがないまたは抵抗し損ねる）という状況なのか、当該文脈からははっきり区別できない。前者の場合、「下衆女」と「老人」の間の一致性が見られるが、後者の場合にはその一致性が見られない。そうすると、解釈によっては Y/Y/Y や Y/N/Y の判断が出て、ALLOW と HINDER の両方の FD パターンが可能になる。

ここで一つの問題が出てくる。(3a)では、「抵抗しなかった」とも「抵抗できなかった」とも解釈できるのは曖昧性に過ぎないが、FD 的にははっきり区別される。しかし、(2a)と(3b)が示す状況は、与影子が受影子の傾向に抵抗感をもつかどうかという点では明らかに異なる状況であるものの、FD 的には区別がつかず、同じパターンと分析されてしまう。この問題は、Wolff の FD 枠組みでの「一致性」の捉え方に起因すると思われる。

Wolff の FD 理論を含め、ほとんどの FD 理論では、人エンティティとものエンティティが同一視され、その傾向を扱う際には、単一の側面での傾向しか着目されていない。しかし現実世界では、人が物理的 (physical) 活動を行う場合、行動する前に必ず何らかの認知活動を行い、判断を下さなければならない (本能的な行動も同様)。つまり人エンティティの物理的活動では、少なくとも (外的な) 行動上の傾向と (内的な) 心理上の傾向、という二つの側面の傾向が観察される。例えば上の(3)の分析では、与影子と受影子の一致性を分析する際に、「老人」と「下衆女」が実際に張り合っているかどうかという行動上の傾向の一致性が取り扱われるが、その行動が互いの本意に基づくかどうかという心理上の傾向の一致性が問題にされていない。しかし行動上と心理上の傾向は、必ずしも一致するとは限らない。行動上の傾向だけに着目すると、(3b)の使役文の分析では、行動的には同じく「許可する」と解釈されるが、「本意なので許可する」と「不本意ではあるが許可せざるを得ない」という、直感では大きな違いがある二つの状況がはっきり分けられない、つまり「許可」に対する分析だけが単純化されすぎる、という問題が生じる。

この問題を解決するには、人エンティティの物理的活動の場合、行動上の一致性 (behavioral concordance) に加え、心理上の一致性 (mental concordance) という側面を立てることが必要となる。(2)(3)の使役文と受身文が表す FD パターンを、この両方の一致性を含む枠組みで分析し直すと、次のようにまとめることができる。

【表 4】 (2)(3)の FD パターンの再分析

動詞の形式	(2)	「按摩」の結	「かづ」と	「かづ」と	結果状態への 到達見込み
		果状態への傾 向	「按摩」の行 動的一致	「按摩」の心 理的一致	
使役形	ALLOW/PERMIT	Yes	Yes	Yes	Yes
受身形	ALLOW/PERMIT	Yes	Yes	Yes	Yes
	(3)	「老人」の結	「下衆女」と	「下衆女」と	結果状態への 到達見込み
		果状態への傾 向	「老人」の行 動的一致	「老人」の心 理的一致	
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER ⁴	Yes	No	No	Yes

ここで、心理的一致の有無により、許可 (ALLOW) のパターンはさらに二つの下位パターンに分けられる。そのうち、心理的一致が認められる場合、つまり「本意な許可」の状況を ALLOW/PERMIT、そうでない場合、つまり「不本意な許可」の状況を、TOLERATE と呼ぶことにする。なお、心理的一致という側面は、人エンティティによる物理的活動の場合にだけ有効で、ものエンティティの場合や、人エンティティの心理的 (mental) 活動などの場合には該当しない。その理由は、ものエンティティに意志性が存在しないこと、また感情的活動は意識的に制御できないことにある。

続いて比較として、使役と受身の近接が観察されないとされる例を一例取り上げる。

- (4) a. (彼は) 第一回公判のときに、磯部さん (被害者) の息子さんに外套をにぎられ、
「お母さん、お姉さんをかえせ」といわれて、…
b. ? …磯部さん (被害者) の息子さんに外套をにぎらせ、…

(早津 1992:201)

(4)では、原文では(4a)のように動詞の受身形が用いられるが、(4b)のように使役形に置き換えると文が不自然になるとされる。(4a)では、容疑者である主語の「彼」にとって、被害者の遺族が自分の服をつかんだり自分に詰問したりすることはもちろん望ましくないことで、心理的にも行動的にも抵抗するはずである。そうすると、(4a)が示す FD パターンは、与影子と受影子の行動的一致と心理的一致に対する判断がともに N になっている、HINDER/SUFFER パターンであることが明らかになる (表 5)。

⁴ Y/N/N/Y 判断の状況について、「抵抗が効く」を意味する HINDER という用語が「抵抗できない」という状況全般をカバーできないため、「抵抗が全く効かない」または「抵抗しようがない」を含意する SUFFER という用語を付け加えた。

【表 5】 (4a)の FD パターン

動詞の形式	(4a)	「息子さん」 の結果状態へ の傾向	「彼」と「息 子さん」の行 動的一致	「彼」と「息 子さん」の心 理的一致	結果状態への 到達見込み
受身形	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes

また、(4a)を使役文に置き換えられないことから、日本語の使役文が HINDER/SUFFER 状況を表すことができないという推測が成り立つが、それは、HINDER/SUFFER 状況では与影子のフォースが受影子に比べてはるかに弱いため、与影子を受影子が行為を遂げる原因 (cause) とは想定しにくいからだと考えられる。それに対し、表 4 の(2)(3)の分析から、ALLOW/PERMIT 状況と TOLERATE 状況は使役文での表現が可能であることがわかる。

3.2.1.2 動作の働きかけの相手が主語になる文

続いて、早津 (1992) が提示した (C) 類の文、つまり動作の働きかけの相手が主語になる文を見てみる。ここで使役と受身の近接が生じる文を二ペア取り上げる。

(5) a. (駒子が島村に)「初めて会った時、あんたなんていやな人だろうと思ったわ。…女にこんなことを言わせるようになったらおしまいじゃないの。」

b. 「…女にこんなことを言われるようになったらおしまいじゃないの。」

(p. 205)

(6) a. (ハウス・ボーイのホスピタリティにあふれた様子を席から見て)だが、わたしは、このような態度を他人にとられることが苦手である。

b. …わたしは、このような態度を他人にとらせることが苦手である。

(p. 206)

(5)では、原文では(5a)のように動詞の使役形が使用されるが、(5b)のように受身形に置き換えても不自然ではないとされる。一方、(6)では、原文では(6a)のように動詞の受身形が使用されるが、(6b)のように使役形に置き換えても不自然ではないと判断される。

(5a)では、前文脈から見ると、「こんなこと」とは「島村」に対するネガティブな評価であり、「島村」が「こんなこと」を自分に言ってくる「女」の傾向に心理的抵抗感をもつことが推定される。そこで動詞の使役形が使用されるのは、「言われるのが本意でありながらも、止めようとせずに許している」という状況を表すと考えられるため、その FD パターンは TOLERATE (Y/Y/N/Y) だと認められる。一方、(5b)では、「島村」が「女」の傾向に心理的抵抗感をもつことは同じであるが、「駒子」がいう「女がこんなことをいう」というのは、事実として発生していない、非現実的 (irrealis) な状況を指しているため、「島村」

がそれを放任するか抵抗するかは、当該文脈からは判断できない。そうすると、(5b)が示すFDパターンは、TOLERATEパターン(Y/Y/N/Y)と、HINDER/SUFFERパターン(Y/N/N/Y)の両方が可能である(表6)。

また、(6)では、後文脈「苦手」からすると、ハウス・ボーイのもつ「ホスピタリティを示す」という傾向は、「わたし」にとって不本意であることがわかる。しかし、それ以外の文脈からは、「わたし」がそれを阻止しようとする意味が特に読み取れないため、「わたし」が相手の傾向を放任している、という解釈が自然だと考えられる。そうすると、(6a)の受身文と(6b)の使役文は、いずれもTOLERATEパターン(Y/Y/N/Y)と認められる。

(5)(6)のFDパターンは、次のようにまとめることができる。

【表6】(5)(6)のFDパターン

動詞の形式	(5)	「女」の結果 状態への傾向	「島村」と 「女」の行動 的一致	「島村」と 「女」の心理 的一致	結果状態への 到達見込み
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
	(6)	「他人」の結 果状態への傾 向	「わたし」と 「他人」の行 動的一致	「わたし」と 「他人」の心 理的一致	結果状態への 到達見込み
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes

一方、使役と受身の近接が観察されない文について、以下のような例が挙げられている。

(7) a. (母は) 夫に暴言を浴びせられても、暴力を振われても、…全てにじっと耐えていた。

b. ? 夫に暴言を浴びせさせても…

(p. 207)

(8) a. (父が帰るべき時でない時に帰ってきたことについて) それは、私をおどろかせることを気の毒がるような弱々しいものと、…

b. ? それは、私におどろかれることを…

(p. 211)

(7)と(8)はそれぞれ、原文では動詞の受身形が使用され、それを使役形に置き換えられないと判断される例と、原文では動詞の使役形が使用され、それを受身形に置き換えられない

と判断される例である。

(7a)では、「夫」による暴言や暴力に対し、「母」がそれを不本意なことと捉えるのは当然である。また、後文脈「じっと耐えていた」は許可の意味を表しているが、ここで「…でも…でも」という前件と後件が対比関係になる構文が使用されるため、前件「暴言を浴びせられる」や「暴力を振るわれる」は許可の意味にはならず、不許可(=抵抗を放棄しない)の解釈しか成り立たない。そうすると、「母」と「父」の行動的一致がNと判断され、前件の解釈はHINDER/SUFFER解釈(Y/N/N/Y)でなければならない(表7)。ここで、使役文に置き換えられないのも、(4)と同じ理由で、使役文がHINDER/SUFFER状況を表せないことに関係すると考えられる。

一方、(8a)は、「驚く」という心理的活動の状況であるため、行動的一致と心理的一致の区別が存在しない。ここで、本来「驚く」という傾向をもたない「私」が、「父」の「早めに帰ってきた」という行為の影響により、驚く状態になる、という解釈が成り立つため、CAUSEパターン(N/N/Y)を示す文だと考えられる(表7)。また、受身文に置き換えられないことから、受身文がCAUSE状況を表すことができないという推測が成り立つが、その理由は、受影子を強制で動かせるCAUSE状況の与影子は、何らかの働きかけを受ける対象とは捉えにくいことにあると考えられる。

【表7】(7a)(8a)のFDパターン

動詞の形式	(7a)	「父」の結果 状態への傾向	「母」と 「父」の行動 的一致	「母」と 「父」の心理 的一致	結果状態への 到達見込み
受身形	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
	(8a)	「私」の結果 状態への傾向	「父」と「私」の心理的一致		結果状態への 到達見込み
使役形	CAUSE	No	No		Yes

3.2.1.3 動作の働きかけの直接対象が主語になる文

続いて、早津(1992)が提示した(D)類の文、つまり動作の働きかけの直接対象が主語になる文を考察する。ここで使役と受身の近接が文を二ペア取り上げる。

- (9) a. ワープロもビデオもファクスも、いずれも便利な道具として人を喜ばせたが、…
 b. …いずれも便利な道具として人に喜ばれたが、…

(pp. 217–218)

- (10) a. (体が弱っている伸子と佃) 彼に手伝われて伸子は外套をぬいだ。
 b. 彼に手伝わせて伸子は外套をぬいだ。

(p. 213)

(9)では、原文では(9a)のように動詞の使役形が使用されるが、(9b)のように受身形に置き換えても不自然ではないと判断される。一方、(10)では、原文では(10a)のように動詞の受身形が使用されるが、(10b)のように使役形に置き換えても不自然ではないとされる。

(9)では、与影子にあたるエンティティ（「ワープロ」など）は人ではないため、一見傾向をもたないように見えるが、「人をサポートするための道具」という製造者から付与された固有の属性から、「人を喜ばせる」という「心理的」傾向をもつ一面が覗かれる。一方、(9a)と(9b)からは、いずれも「ワープロなどの存在が人の喜びたいという要望を満たす」という ALLOW/PERMIT の解釈が読み取れるが、「ワープロなどの存在が人の喜びを引き起こす」という CAUSE の解釈は、動詞の使役形を用いた(9a)からしか読み取られない（表 8）。

また、(10)では、「伸子は体が弱っている」という文脈からすると、「伸子」にとって「佃」の手伝いが望ましいという判断が自然であるため、「伸子」が心理的にも行動的にも「佃」の傾向を許可している、としか解釈できない。従って、(10a)の受身文であれ(10b)の使役文であれ、いずれも Y/Y/Y/Y 判断にあたる ALLOW/PERMIT 状況を示すと考えられる（表 8）。

【表 8】(9)(10)の FD パターン

動詞の形式	(9)	「人」の結果 状態への傾向	「ワープロ」と「人」の心理 的一致		結果状態への 到達見込み
	使役形	CAUSE	No	No	No
	ALLOW/PERMIT	Yes	Yes	Yes	Yes
受身形	ALLOW/PERMIT	Yes	Yes	Yes	Yes
	(10)	「佃」の結果 状態への傾向	「伸子」と 「佃」の行動 的一致	「伸子」と 「佃」の心理 的一致	結果状態への 到達見込み
使役形	ALLOW/PERMIT	Yes	Yes	Yes	Yes
受身形	ALLOW/PERMIT	Yes	Yes	Yes	Yes

さらに、比較として、使役と受身の近接が観察されない文を、以下の二例を取り上げる。

(11) a. (人の死後について) そこに集まった死者たちは、裁きを受けると、それぞれの守護神に導かれて、冥府への旅をつづけなければならない。

b. ? …それぞれの守護神に導かせて、…

(pp. 216–217)

(12) a. 卑しい野心の点火には、何か肉体的な強制力のようなものがあって、それが私を慥れさせたのだと思われる。

b. ? …それが私に怖れられたのだと思われる。

(p. 221)

(11)と(11)はそれぞれ、原文では動詞の受身形が用いられ、それを使役形に置き換えられないとされる文と、原文では動詞の使役形が使用され、それを受身形に置き換えられないとされる文である。

(11a)では、「裁きを受ける」や「つづけなければならない」という文脈からすると、「死者たち」は不本意ながらも（仮に死者にも意志があるとすれば）、「守護神」のような絶大な力をもつ存在に抵抗しようがなく、その働きかけを一方的に受けるしかない、という意味が読み取れる。つまり、(11a)が表す FD 状況は、HINDER/SUFFER パターン (Y/N/N/Y) である（表 9）。ここで、与影子が受影子より弱い立場に立つという点では、(3)における「下衆女」と「老人」の関係と類似しているが、(3)のような TOLERATE 解釈ができないのは、「死者」という存在が「守護神」に比べて極めて弱く、「何かを許す」という立場に立つとは捉えにくいからだと考えられる。ただし、文の読み手により「守護神」というイメージの捉え方も異なるが、もし「守護神」が「死者」と対等関係にある存在だと想定すれば、(11a)を使役文で置き換えられなくもないと思われる。

一方、(12a)では、「肉体的な強制力」という文脈から読み取れる、与影子「点火」が受影子「私」よりも強い存在であるという意味からすると、「点火」が本来「怖れる」という傾向をもたない「私」のその感情を引き起こす、という解釈が自然である。つまり、(12a)が示す FD 状況は、CAUSE パターン (N/N/Y) である（表 9）。

【表 9】(11a)(12a)の FD パターン

動詞の形式	(11a)	「守護神」の結果状態への傾向	「死者」と「守護神」の行動的一致	「死者」と「守護神」の心理的一致	結果状態への到達見込み
受身形	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
	(12a)	「私」の結果状態への傾向	「点火」と「私」の心理的一致		結果状態への到達見込み
使役形	CAUSE	No	No		Yes

3.2.2 3.2.1 節のまとめ

本節では、早津（1992）で取り上げられる、持ち主、動作の働きかけの相手、動作の働きかけの直接対象が主語になる文のうち、使役と受身の意味的近接が見られる例と、そういう近接が見られない例を取り上げて、Wolff（2007, 2017）による FD 理論を用いて、それぞれの文脈にあわせて各文が示す FD 状況を分析した。その結果、近接が観察される文では、以下のような FD パターンの組み合わせが観察された。

- ① 使役文と受身文がともに TOLERATE 状況を表すペア
- ② 使役文が TOLERATE 状況、受身文が TOLERATE と HINDER/SUFFER 状況を表すペア
- ③ 使役文と受身文がともに ALLOW/PERMIT 状況を表すペア
- ④ 使役文が CAUSE と ALLOW/PERMIT 状況、受身文が ALLOW/PERMIT 状況を表すペア

一方、近接が観察されないのは、使役文が CAUSE 状況を表す場合と、受身文が HINDER/SUFFER 状況を表す場合である。

3.2.3 再帰性が観察されない近接

本節では、早津（1992）が取り上げた、第三者が主語となる文を考察する。まず、使役と受身の近接が生じると判断される次の三ペアの文を取り上げる。

- (13) a. (刑事は、逃走中の犯人に昔の恋人に会いにくるのをさせておくことについて) みすみす犯人を逃がす手伝いをさせるようなことが今まで多かった。
 b. みすみす犯人を逃がす手伝いをされるようなことが今まで多かった。
 (p. 190)

- (14) a. おのれの血ひいたただ一人の子を死なせて、なんでこのよその子に、「お父はん、」と呼ばれながら立ちすくむのでござりませうぞ。
 b. おのれの血ひいたただ一人の子に死なれて、…
 (p. 193)

- (15) a. 私はその子をどうしてもブランコに乗せたくて、…その男の子を…ブランコに乗せようと引っぱりについてワーワー泣かれた思い出があります。
 b. …引っぱりについてワーワー泣かせた思い出があります。
 (p. 196)

(13)と(14)はともに、原文では動詞の使役形が使用され、それを受身形に置き換えても不自然ではないとされる文で、(15)は、原文では動詞の受身形が使用され、それを使役形に置き換えても不自然ではないとされる文である。

(13)では、手伝いをさせる／される相手は、昔の恋人など犯人と親しい関係をもつ人だと想定できるが、言語化されていないエンティティである。語り手の刑事の視点からすると、犯人の恋人が犯人を逃がす手伝いをすることは、いうまでもなく望ましいことではない。こういう不本意が(13a)と(13b)の両方から読み取れる。一方、(13b)の受身文では、相手の行為を阻止していないという解釈と阻止できないという解釈がともに可能であるが、(13a)の使役

文では、犯人を捕まえるために彼に恋人と会わせておくことは、恋人に彼を逃す手伝いをする客観的な条件を作り出すようなことでもあることから、放任の解釈が強く読み取られ、阻止できないという後者の解釈が読み取りにくい。つまり、(13a)が示す FD 状況は TOLERATE パターン (Y/Y/N/Y) で、(13b)が示す FD 状況は、TOLERATE と HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) パターンの両方だと考えられる (表 10)。

また、(14)では、「血を引いたただ一人の子」や「立ちすくむ」という文脈から、「子が死ぬ」は「おのれ」にとって不本意なことだとわかる。一方、(14b)の受身文からは、父親が責任を果たしきれないことで事態の発生を許したという解釈と、父親が事態の発生を阻止しようとしたができなかったという解釈がともに可能であるが、(14a)の使役文では、後者の解釈は極めて薄い。つまり、(14a)が示す FD 状況は TOLERATE パターン (Y/Y/N/Y) で、(14b)が示す FD 状況は、TOLERATE と HINDER/SUFFER (Y/N/N/Y) パターンの両方である、ということになる (表 10)。

さらに、(15)では、「私」が「男の子」をブランコに乗せようとしたが、「男の子」がどうしても乗らずにワーワー泣いたという文脈からすると、「男の子が泣く」は「私」にとって望ましいことではないことがわかる。しかしそれ以外の文脈からは、「私」に「男の子」の泣きを止めようとする意向が特に読み取れず、「私」が「男の子」の行為を放任しているという解釈が自然であるため、(15a)と(15b)が示す FD 状況はともに TOLERATE パターン (Y/Y/N/Y) であると考えられる (表 10)。

【表 10】 (13)(14)(15)の FD パターン

動詞の形式	(13)	「恋人」の結	「刑事」と	「刑事」と	結果状態への 到達見込み
		果状態への傾 向	「恋人」の行 動的-一致	「恋人」の心 理的-一致	
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
	(14)	「子」の結果 状態への傾向	「おのれ」と 「子」の行動 的-一致	「おのれ」と 「子」の心理 的-一致 ⁵	結果状態への 到達見込み
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes
	(15)	「男の子」の	「私」と「男	「私」と「男	「他人」結果

⁵ 「子が死ぬ」という状態変化事象では、「子」自体には心理的傾向があるとは認めにくい、「子」のその状態変化がもたらす心理的効果が「おのれ」の心理的傾向に一致していないので、「心理的-一致」を「無」と判断する。

		結果状態への 傾向	「の子」の行動 的一致	「の子」の心理 的一致	状態への到達 見込み
使役形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes
受身形	TOLERATE	Yes	Yes	No	Yes

表 10 で示したように、第三者が主語になる文では、本稿で見た例の限り、使役と受身の意味的近接が生じるのは、3.2.2 節で挙げた①と②の FD パターンの組み合わせのみである。

続いて比較として、使役と受身の近接が生じないとされる文について、次の三例を取り上げる。

(16) a. (死骸について次郎と老婆の会話) 「死んでいたって、犬に食わせるのは、ひどいやね。」 「何がひどいものかね。死んでしまえば、犬に食われたって、痛くはなしさ。」

b. ? 「死んでいたって、犬に食われるのは、ひどいやね。」 「…」

(p. 191)

(17) a. (女の虚栄心について) 環夫人は亭主の死期をたとえ早めても、亭主を料理屋の一室ではなく病院のベッドで死なせたいわけだ。

b. ? …亭主を料理屋の一室ではなく病院のベッドで死なれたいわけだ。

(p. 193)

(18) a. (主人が岡田に包丁を使わせようとするのを聞いて) 肴を切る包丁で蛇を切られては困るとでも思ったか、娘は抗議をするような目付きをして主人の顔をみた。

b. ? 肴を切る包丁で蛇を切らせては困るとでも思ったか、…

(p. 192)

(16)と(17)は、原文では動詞の使役形が用いられ、それを受身形に置き換えれば不自然になる文で、(18)は、原文では動詞の受身形が用いられ、それを使役形に置き換えれば不自然になる文である。

(16a)では、前文脈からすると、次郎の「ひどい」という発話は、野良犬が死骸を食うのを意図的に放置することに対する評価である。ここで「食わせる人」と「犬」の心理的または行動的一致が見られるため、(16a)が示す FD 状況は ALLOW/PERMIT パターン (Y/Y/Y/Y) と認められる (表 11)。

(17a)では、「亭主が死ぬ」という事態はふつつ不本意と捉えられるが、ここは「女の虚栄心」に関する発話なので、「亭主が病院のベッドで死ぬ」というのはむしろ「環夫人」にとって望ましいことである。また、「亭主の死期を早める」という前文脈から、「環夫人」の意図性が強く読み取れるが、その意図性は「まだ死にそうにない亭主を無理やり病院のベッドに連れて殺す」という強制の解釈までにはなっていないと思われる。つまり、(17a)が示す FD 状況も、(16a)と同じように ALLOW/PERMIT パターン (Y/Y/Y/Y) である (表 11)。

(18a)では、「困る」や「抗議をするような目つき」などの文脈から、「娘」が「岡田」の「肴を切る包丁で蛇を切る」という傾向に心理的な抵抗感をもつことが明らかである。また、「娘」の心理的活動「困る」を強制で引き起こす主体も物理的活動「蛇を切る」の主体「岡田」であることから、「娘」がより強い立場にある「岡田」の傾向に抵抗しようがないというニュアンスが強く読み取れる。そうすると、「娘」と「岡田」とが心理的にも行動的にも一致がないということになるため、(18a)が示す FD 状況は、HINDER/SUFFER パターン (Y/N/N/Y) だと考えられる (表 11)。

【表 11】 (16a)(17a)(18a)の FD パターン

動詞の形式	(16a)	「犬」の結果 状態への傾向	「人」と 「犬」の行動 的一致	「人」と 「犬」の心理 的一致	結果状態への 到達見込み
使役形	ALLOW/PERMIT	Yes	Yes	Yes	Yes
	(17a)	「亭主」の結 果状態への傾 向	「環夫人」と 「亭主」の行 動的一致	「環夫人」と 「亭主」の心 理的一致	結果状態への 到達見込み
使役形	ALLOW/PERMIT	Yes	Yes	Yes	Yes
	(18a)	「岡田」の結 果状態への傾 向	「娘」と「岡 田」の行動的 一致	「娘」と「岡 田」の心理的 一致	結果状態への 到達見込み
受身形	HINDER/SUFFER	Yes	No	No	Yes

3.2.4 3.2.3 節のまとめ

本節では、早津 (1992) で取り扱われる第三者が主語になる文のうち、使役と受身の意味的近接が生じるとされる例と、そうでない例を取り上げて、それぞれの文脈にあわせて各文が示す FD 状況を分析した。その結果、近接が観察される文では、3.2.2 節で挙げた①と②の FD パターンの組み合わせのみである。

- ① 使役文と受身文がともに TOLERATE 状況を表すペア
- ② 使役文が TOLERATE 状況、受身文が TOLERATE と HINDER/SUFFER 状況を表すペア

一方、近接が観察されないのは、使役文が ALLOW/PERMIT 状況を表す場合と、受身文が HINDER/SUFFER 状況を表す場合である。

4. 結び

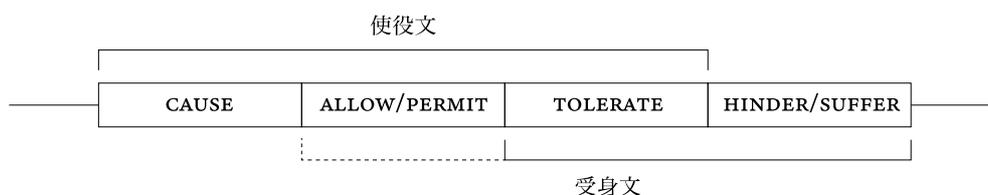
本節では、早津（1992）で取り上げた使役と受身の近接現象の実態を考察した。分析の際に、氏が提示した使役文と受身文をそれぞれ独立した文と捉え、当該文脈でどのような FD 状況を示すかを判断した。その結果、近接現象が生じるとされる使役文と受身文が示す FD 状況は、表 12 のようにまとめることができる。

【表 12】近接ペアが示す FD パターンの組み合わせ

組み合わせ	再帰性を表す近接ペア		再帰性を表さない近接ペア	
	使役文	受身文	使役文	受身文
①	TOLERATE	TOLERATE	TOLERATE	TOLERATE
②	TOLERATE	TOLERATE + HINDER/SUFFER	TOLERATE	TOLERATE + HINDER/SUFFER
③	ALLOW/PERMIT	ALLOW/PERMIT		
④	CAUSE + ALLOW/PERMIT	ALLOW/PERMIT		

つまり、意味的近接が生じる条件は以下のようなものである。再帰性が認められない文では、使役文と受身文がともに TOLERATE 状況を示すことができれば、意味的近接が生じる。一方、再帰性が認められる文では、使役文と受身文が TOLERATE 状況以外に、ともに ALLOW/PERMIT 状況を示すことができれば、意味的近接が生じる。

意味的近接が生じるかどうかという判断には、構文を置き換えても不自然にならないというのが基準の一つであるが、二つの文が互いに置き換え可能というのは、置き換え後の文が表す状況が、もとの文が表す状況からそれほど離れていない、ということだと考えられる。そうすると、使役と受身の意味的近接の本質は、そもそも使役文と受身文がそれぞれ表せる FD 状況の範囲(図 1 で実線が示す範囲)には、一部重なり合う部分、つまり TOLERATE 状況を示す部分があることにある。この部分が示す状況は、使役文と受身文がそれぞれ表すプロトタイプの状態ではないが、それほど離れていないため、近接していると感じられる。



【図 1】使役文と受身文が示す FD パターンの重なり合い

そうすると、近接現象の動機は、それ以外の状況では観察できない、TOLERATE 状況特有の性質にあると考えるのが妥当であるが、本稿では、TOLERATE 状況における与影子の心理的傾向と行動的傾向の不一致から、その動機を「不本意許可」(reluctant permission) という側面だと考える。

一方、再帰性が認められる文では、TOLERATE 状況以外に、ALLOW/PERMIT 状況も近接現象を引き起こすことができる。非再帰的状況では、与影子が完全に受影子が主体になる事態(以下、受影子事態)の外に立ち、受影子事態の進展が影響されるかどうかは、与影子と受影子のフォースの強弱の差だけで決定されるが、再帰的状況では、与影子が何らかの形で(それ自体かその所有物)受影子事態に参加しているため、受影子事態へのコントロールは、受影子以外に与影子もその一部に関わっている。このように、再帰的状況では、受影子事態の進展が影響されるかどうかは、与影子と受影子のフォースの強弱の差だけで決められないことになり、やや弱い立場にある与影子も、非再帰的状況に比べて比較的容易に受影子事態に影響を与えられる。そこで、典型的には与影子が受影子よりやや弱い TOLERATE 状況と与影子が受影子より著しく弱い HINDER/SUFFER 状況しか示さない受身文であっても、再帰的なコンテキストでは、与影子が受影子よりやや強い ALLOW/PERMIT 状況も示すことができ、使役文と受身文が表せる FD 状況の範囲も広くなると考えられる(図1で点線が示す範囲)。

【参考文献】

- 早津恵美子 (1992) 「使役表現と受身表現の接近に関するおぼえがき」『言語学研究』11, 173-256. 京都大学.
- 福澤清 (2001) 「使役から受身へ」『文学部論叢 (文学篇)』71, 69-82. 熊本大学.
- 町田章 (2005) 「日本語被害受身文の間接性と概念化—認知文法的アプローチ—」『語用論研究』7, 45-61.
- Croft, W. (2012). *Verbs: Aspect and Causal Structure*. Oxford: Oxford University Press.
- Haspelmath, M. (1990). The grammaticalization of passive morphology. *Studies in Language*, 14(1), 25-72.
- Talmy, L. (1988). Force dynamics in language and cognition. *Cognitive Science*, 12, 49-100.
- Talmy, L. (2000). Force dynamics in language and cognition. In L. Talmy, *Toward a Cognitive Semantics Vol. I: Concept Structuring Systems* (pp. 409-470). Cambridge, MA: MIT Press.
- Wolff, P. (2007). Representing causation. *Journal of Experimental Psychology: General*, 136, 82-111.
- Wolff, P., & Thorstad, R. (2017). Force Dynamics. In M. R. Waldmann (Ed.), *The Oxford Handbook of Causal Reasoning* (pp. 147-167). New York, NY: Oxford University Press.
- Yap, F. H., & Iwasaki, S. (2003). From causative to passive: A passage in some East and

Southeast Asian languages. In E. H. Casad & G. B. Palmer (Eds.), *Cognitive Linguistics and Non-Indo-European Languages (Cognitive Linguistics Research 18)* (pp. 419-446). Berlin: Mouton de Gruyter.